

未利用市有地の使用許可についての  
公募見積合わせに係る実施要領

令和6年6月24日

尼崎市



下記の未利用市有地について、公募見積合わせにより使用許可を行います。本件公募見積合わせに参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申し込みください。

## 1 対象物件

物件番号	所在地番	面積	使用許可期間	最低使用料(年額)
26	尼崎市食満 1 丁目 59 番	223.86 m <sup>2</sup>	令和 6 年 8 月 5 日から 令和 7 年 8 月 4 日まで	1,060,548 円

※物件の詳細は、物件個別明細書のとおり。

※下記「4 使用許可期間(1)」のとおり、本市が認める場合は1年以内の範囲で使用許可を更新することができる。

## 2 本件見積合わせに係る資格要件

(1)から(11)までのいずれかに該当する者(法人、個人を問わない。)は、本件見積合わせに参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 法人にあつては、本件見積合わせの参加申込みを行う日の属する事業年度の前事業年度決算における貸借対照表において債務超過にあるもの
- (5) 個人にあつては、次のいずれにも該当する者
  - ア 令和 5 年の合計所得が最低使用料(年額)未満である者
  - イ 固定資産税課税台帳に登録された令和 6 年度の固定資産評価額が最低使用料(年額)以上の不動産を所有していない者
- (6) (4)及び(5)に掲げる者のほか、市有地の使用許可を受ける者(以下「使用者」という。)として十分な資力及び信用を有しない者
- (7) 法人にあつては、国税(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。)及び尼崎市税について滞納がある者
- (8) 個人にあつては、市町村民税について滞納がある者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (10) 尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に規定する暴力団員若しくは同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者((9)に該当するものを除く。)に該当する者
- (11) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 3 年を経過しな

いもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は見積合わせ代理人として使用する者

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者がその契約を履行することを妨げた者

エ 本市が実施した地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者

カ 市との契約により、当該契約の後に代価の額を決定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年を経過しないものを本市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(12) 対象物件を下記「3 禁止用途」の(1)から(10)までのいずれかに該当する用途に供しようとする者

### 3 禁止用途

(1)から(10)までのいずれかに該当する用途に供することはできない。

(1) 建物（借地借家法第 25 条の規定により同法の規定の適用を受けない一時使用のためのものを除く。）の設置を伴う用途

(2) 深い基礎を要するもの等容易に原状復旧できない工作物の設置を伴う用途

(3) 廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途

(4) 土壌汚染対策法第 2 条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途

(5) 振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等本市が環境保全上不適切と認める用途

(6) 風俗営業その他これに類する用途

(7) 政治活動又は宗教活動の用途

(8) 暴力団の事務所その他これに類する用途

(9) 法令等の規制に違反する事業等の用途

(10) その他本市が適当でないと認める用途

### 4 使用許可期間

(1) 使用許可期間は、上記「1 対象物件」のとおり。

なお、公用又は公共用に供する必要性（用途変更及び廃止を含む。）や使用者の使用状況等を勘案して、支障がないと本市が判断する場合は、当初の条件を変更しないこ

とを原則として、1年以内の範囲で使用許可を更新することができる。当該更新を行う際は、使用許可の期間満了日1か月前までに、別途、行政財産使用許可更新申請書を提出すること。

(2) 使用許可期間には、整地工事及び原状復旧工事等に要する期間を含む。

## 5 使用料

(1) 本市の設定する最低使用料（年額）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な見積書の提出をした者の金額を使用料（年額）とする。

(2) 使用料は、本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとする。なお、納付の時期等の詳細については、使用者を決定後に所管課との協議により決定する。

(3) 使用許可期間が1年に満たない期間の使用料については、使用料（年額）を365で除して得た額に、日割対象期間の日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

## 6 その他の使用許可条件

### (1) 整備工事・維持管理責任

ア 現状有姿での引渡しとする。既設の工作物（フェンス、舗装等）の維持管理、補修等は使用者が自己の責任と負担のもとで実施すること。

イ 周辺フェンスの撤去や取替え、地面の舗装等は必要に応じて使用者が自己の責任と負担のもとで実施すること。また、使用許可終了時には、使用者が自己の責任と負担のもとで原状復旧すること。

ウ 使用者は自己の責任と負担のもとで対象物件を適正に管理すること。

エ 使用許可期間中の対象物件の維持管理に関する苦情等は使用者が対応すること。

オ 使用者の責めに帰すべき事由により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、使用者においてその損害を賠償すること。

カ その他使用に必要な経費等は全て使用者が負担すること。

### (2) 権利譲渡等の禁止

本件使用許可による権利を第三者に譲渡し、又は対象物件を転貸し、若しくは定められた目的以外の目的に使用しないこと。

### (3) 使用許可の保証

使用者は使用許可を受ける際に次のいずれかの方法により使用許可に係る保証をすること。ただし、本市が特にその必要がないと認めるときは、この限りではない。

ア 令和5年において、使用料（年額）以上の所得を有し、又は固定資産税課税台帳に登録された令和6年度の固定資産評価額が使用料（年額）以上の不動産を所有している者を連帯保証人にたてること。

イ 使用料の3か月分に相当する額を使用許可の保証金として納付すること。

ウ 使用者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約（保証額は、

使用料の3か月分に相当する額)を締結すること。

エ 使用許可を受ける際に使用許可期間全ての使用料を一括納付すること。

## 7 見積合わせ参加申込み等

### (1) 申込方法

下記に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、書留等の発送・配達した事実が証明できる方法によること。なお、提出する書類(アに掲げる書類を除く。)については、写しでも可とする。

### (2) 提出書類(各1部)

(法人・個人共通)

ア 見積合わせ参加申込書(第1号様式)

イ 使用計画書(任意様式。必ず、計画図面を添付すること。)

ウ 印鑑証明書

エ その他本市が必要と認める書類

(法人の場合)

オ 本件見積合わせの参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度決算における損益計算書及び貸借対照表

カ 国税に滞納がないことを証する書面(納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

事業所が尼崎市にある場合は、前段の書類に加え、尼崎市税に未納税額がないことを証する書面

キ 商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書(個人の場合)

ク 令和5年分所得(令和6年度課税)の市町村民税課税証明書又は令和6年度の固定資産課税台帳記載事項証明書(上記「2 本件見積合わせに係る資格要件(5)」の要件を証明するためのいずれかの書類)

なお、不動産の所有者以外の者を固定資産税の納税義務者としている場合は、固定資産課税台帳記載事項証明書に当該不動産の所有者名が記載されていないことがある。その場合は、別途当該不動産を所有していることを証明する書類(不動産登記事項証明書等)を提出すること。

ケ 市町村民税に未納の税額がないことを証する書面

※本件公募見積合わせの実施に先立ち貸付申込みを行っている者でかつ資格要件の審査に合格した者にあつては、上記のウ～ケの書類の提出を省略することができる。

### (3) 期間

令和6年6月24日(月)から令和6年7月5日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 場所

下記「13 事務局」に掲げる場所

(5) 資格要件、使用計画の審査

見積合わせ参加申込みの受付後、提出書類により資格要件及び使用計画内容について審査し、その結果を見積合わせ参加申込者へ通知する。審査に合格した者には併せて見積書封入用封筒を送付する。

(6) 申込みに当たっての注意点

事前に対象物件の現況や開発行為に係る規制等を十分調査・確認した上で申込みをすること。

8 質疑書の提出

(1) 提出方法

質疑事項を所定の質疑書に記載し、持参、郵送又は電子メールで提出すること。

(2) 質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3) 期間

令和6年6月24日（月）から令和6年6月28日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 場所

下記「13事務局」に掲げる場所

9 見積合わせ

本件見積合わせは、見積書を指定する期間に郵送又は持参にて受け付ける方法にて実施する。

(1) 見積書の提出手続

ア 本市が送付する見積書封入用封筒に見積書を封入し、それを別の外封筒（任意）に封入し、郵送又は持参すること。ただし、持参による場合にあっては、外封筒は不要とする。

イ 見積書封入用封筒は封印すること。

ウ 外封筒には「見積書在中」と朱書きすること。

エ 郵送は、書留等の発送・配達した事実を証明できる方法によること。

(2) 見積書の受付期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月22日（月）まで  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送する場合は、受付期間の最終日までに市役所本庁舎に配達されることを条件とする。

(3) 見積合わせに係る保証金

免除する。

(4) 見積金額

金額は、年額の使用料を記入すること。

(5) 見積書の差し替え等の禁止

一度受付をした見積書は、差し替え・返還等には応じない。

(6) 見積合わせ日時・場所

令和6年7月23日(火)午前10時

下記「13 事務局」に掲げる場所

見積者が立ち会わない場合は、本件公募見積合わせ事務に関係のない本市職員を立ち合わせる。

(7) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 見積合わせ参加資格のない者がしたもの

イ 委任状を提出せずに代理人がしたもの

ウ 指定した期間内に提出されなかったもの

エ 所定の見積書及び見積書封入用封筒によらないもの

オ 見積金額が最低使用料(年額)未満の額のもの

カ 見積者又はその代理人の記名押印がないもの

キ 申込書の申込者印と異なる印鑑を押印したもの

ク 代理人が見積書の提出をする場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印したもの

ケ 見積者又はその代理人が1人で本件見積合わせについて2通以上の見積書の提出をした場合、その全部のもの

コ 見積者及びその代理人が本件見積合わせについてそれぞれ見積書の提出をした場合、その双方のもの

サ 見積金額、見積者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

シ 見積金額が訂正されたもの

ス 談合その他不正の行為があったと認められるもの

セ その他本件公募見積合わせに関し、不正な行為を行った者がしたもの

ソ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの

タ 見積金額の直前に円記号が記載されていないもの

チ その他本件公募見積合わせに関する条件に違反したもの

(8) 使用者の決定

使用者の決定は、本市が設定する最低使用料(年額)以上でかつ、最高金額をもって有効な見積書の提出をした者とする。

ただし、当該者が2人以上あるときは、見積合わせ後直ちに行うくじ引きにより使用者を決定する。

当該者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(本件公募見積合わせ事務に関係のない職員)が見積者にかわってくじを引き、使用者を決定する。



その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。また、くじ引きを辞退することはできない。

使用者の決定後、見積合わせ参加資格なく見積書の提出をしていたことが判明した場合その他当該使用者の見積書が無効であったことが判明したときは、次点者を使用者とする。その場合の使用料は、次点者が提出した見積書の金額とする。

使用者に決定したにもかかわらず使用許可を受けることを辞退した者については、それにより本市に生じた損害について賠償請求する場合がある。

#### (9) 指定用途の決定

原則として、使用者が見積合わせ参加申込書に記載した使用用途をもって使用許可の指定用途に決定する。原則、使用許可期間中は用途の変更はできない。

#### (10) 見積結果の公表

見積結果については、下記「13 事務局」に掲げる場所において閲覧できる。

また、見積者数、使用者名（使用者が個人の場合は非公表）及び決定金額については本市ホームページにて公表する。

#### (11) 見積合わせの中止

不正な見積書の提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止、又は各期日を延期することがある。

### 10 使用許可の手続

使用者は、行政財産使用許可申請書（本市指定様式）を速やかに提出すること。なお、使用許可は見積合わせ参加申込書に記載された名義で行う。

#### 11 使用者の決定の取消し

次の場合は使用者の決定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なくして、別途指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 使用者が使用許可を受けるまでに見積合わせ参加資格を失った場合
- (3) 対象物件を上記「3 禁止用途」の(1)から(10)までのいずれかに該当する用途に供しようとする場合

#### 12 その他

- (1) 使用許可の手続に関する一切の費用については使用者の負担とする。
- (2) 本要領及び使用許可書に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市公有財産規則等の関連諸法令の定めるところにより処理する。
- (3) 提出された書類は返却しない。

#### 13 事務局（提出先及び問合せ先）

尼崎市役所 資産統括局 財務部 公有財産課  
〒660-8501

住所：尼崎市東七松町1丁目23番1号（本庁舎北館4階）

電話：06-6489-6230

FAX：06-6489-6218

メール：[ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp)

担当：飯田 中井

手続スケジュール

項目	日時	実施要領該当箇所
見積合わせ参加申込期間	令和6年6月24日(月)から 7月5日(金)まで	P4～P5 「7 見積合わせ参加申 込み等」
質疑書受付期間	令和6年6月24日(月)から 6月28日(金)まで	P5 「8 質疑書の提出」
見積書受付期間	令和6年7月16日(火)から 7月22日(月)まで	P5～P7 「9 見積合わせ」
見積合わせ日時	令和6年7月23日(火) 午前10時	P5～P7 「9 見積合わせ」
使用許可の手続	令和6年7月23日以降順次	
使用の開始	令和6年8月5日(月)	



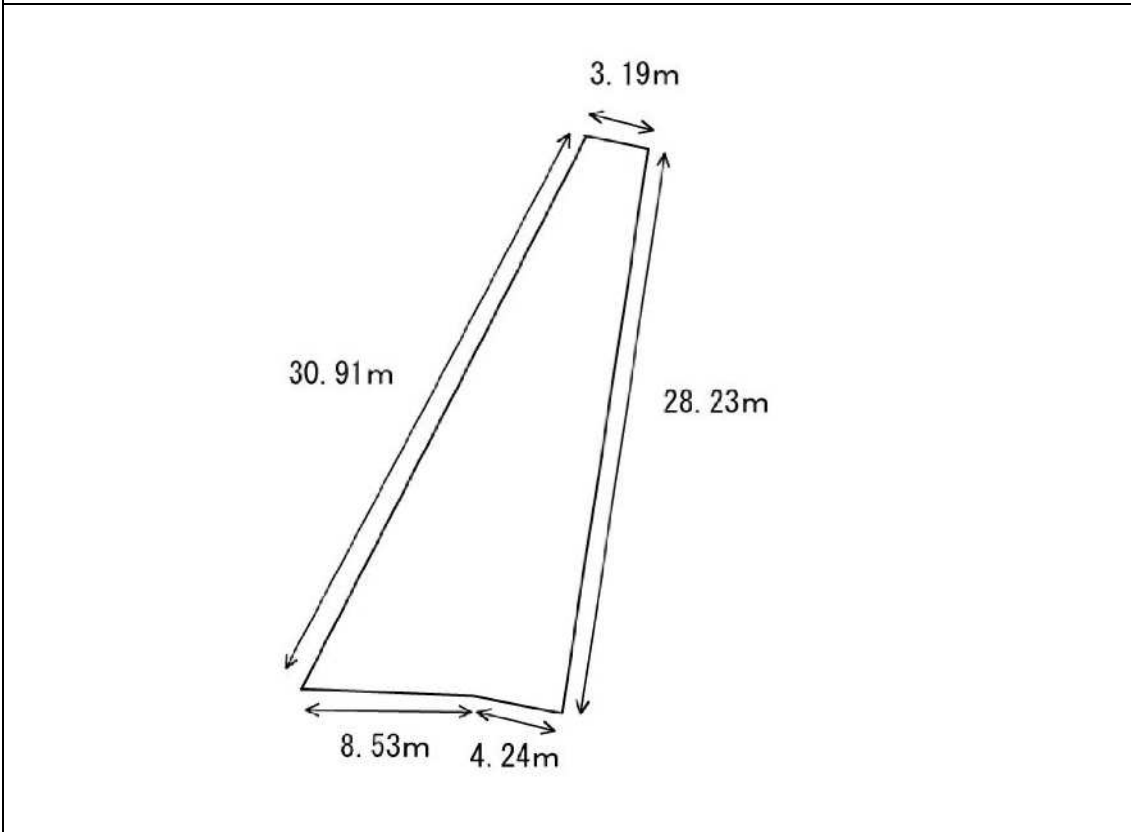
未利用市有地の公募見積合わせ物件個別明細書

【物件番号 26】

所在地	尼崎市食満1丁目59番		使用許可面積	223.86㎡
使用許可可能期間	指定なし		使用許可期間	1年以内
使用許可更新	使用許可更新可	最低使用料年額	1,060,548円	
地目	宅地	用途地域	第1種住居地域	
所管課	都市整備局 土木部 道路整備担当	担当者	太田	
		連絡先 TEL	06-6489-6470	
特記事項	<p>(1) 本物件は一時使用目的の建物の設置については可能である。 ただし、一時使用目的であることが明らかであると本市が認める場合に限るので、その適否については事前に本市（所管課）に確認すること。</p> <p>(2) 仮設建築物等の建築物を建てる場合は、事前に尼崎市建築指導課と協議すること。</p> <p>(3) 道路に影響のある工事等を施工する場合は、事前に尼崎市道路課と協議すること。</p> <p>(4) 既設フェンスの撤去、取替え等が必要な場合は、本市（所管課）と協議の上、借受者が自己の責任と負担のもとで実施すること。 契約終了時の原状復旧について、フェンスを撤去して使用する場合は、借受者において既設のものと同等のフェンスを設置して土地を返還すること。フェンスを取替えて使用する場合で本市がその残置を認めるときは、当該フェンスの所有権を本市に帰属させること。</p> <p>(5) 既設フェンスを撤去せず、現状のまま使用する場合において、借受人は既設フェンスの維持管理に加え、既設フェンスに起因する事故等の一切の責任を負うものとする。</p> <p>(6) 周囲の景観、環境を損なわないよう適切に維持管理を行うこと。</p> <p>(7) 近隣住民から苦情があった際は直ちに借受者にて対処すること。</p> <p>(8) 契約終了時の原状復旧に関して、借受者が設置した工作物等は原則全て撤去し、更地にすること。 なお、アスファルト等の舗装については残置を認める場合があるので工事に当たっては事前に本市（所管課）と協議すること。</p> <p>(9) 本物件は行政財産であるため、賃貸借契約ではなく、<u>使用許可の手続を行うこととなる</u>。使用許可期間は最長で1年のため、1年以上の使用許可を希望する場合は、上記「使用許可可能期間」を限度として、市の承諾を得て使用許可の更新を行うことができるものとする。</p>			
現況	未利用			

未利用市有地の公募見積合わせ物件個別明細書

(位置図)



行政財産使用許可書

尼崎市指令( )第 号  
年 月 日

.....様

尼崎市長 .....

年 月 日付けで許可の申請があった行政財産の使用については、次のとおり許可します。

1 許可物件

- (1) 名称 .....
- (2) 所在 .....
- (3) 地目又は構造 .....
- (4) 数量 .....

2 許可条件

- (1) 使用目的
- (2) 使用期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(3) 使用料

ア 使用料の額 金 円

イ 上記の使用料は、市長が指定する納付書により納付期限内に納付すること。

ウ 上記の使用料を納付期限までに納付しなかった場合において、当該使用料の金額が2,000円以上であるときは、その納付期限の翌日から当該使用料を納付した日までの日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下このウにおいて「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合))で計算した金額(当該金額の計算に係る年当たりの割合は、じゅん閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とし、当該金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を延滞金として、市長が指定する納付書により納付すること。

- エ 経済事情の変動その他の事情により特に必要があると認められた場合には、市長は使用料の改定を行うことができる。改定された場合は、市長が指定する納付書により納付期限内に納付すること。
- (4) 保証金  
〇〇〇〇
- (5) 光熱水費等の負担  
ア 使用した電気、ガス、水道、電話等の料金は、本市の請求に基づき、その指定する期限までに、市長が指定する納付書により納付すること。  
イ (3)ウの規定は、上記の光熱水費等を指定する期限までに納付しなかった場合について準用する。
- (6) 権利譲渡等の禁止  
この許可による権利を第三者に譲渡し、又は許可物件を転貸し、若しくは定められた目的以外の目的に使用しないこと。
- (7) 原状変更の制限  
許可物件の改築、改装その他原状の変更をし、又は許可物件に工作物を設置し、若しくは増設し、若しくは許可物件に設置された工作物を改築しようとするときは、その旨を、その理由とともに文書により申し出て、文書による承諾を得ること。
- (8) 使用状況の立入調査  
許可物件の管理上必要があるときは、許可物件に立ち入り、使用状況について調査することがある。この場合においては、これを拒まないこと。
- (9) 滅失又は損傷の責任  
許可物件を滅失し、又は損傷したときは、直ちに、その旨を申し出て、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (10) 許可の取消等  
ア 許可条件に違反したとき、本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は許可物件の使用が尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団を利することになると市長が認めるときは、許可期間中であっても、この許可を取り消すことがある。  
イ 許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合において、許可期間中に許可物件のために支出した有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償等は一切行わない。
- (11) 原状回復  
許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、直ちに、許可物件を原状に回復し、返還すること。この場合において、本市係員の検査を受けること。
- (12) 住所、氏名等の変更の届出  
次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を届け出ること。  
ア あなたが住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。  
イ この許可に関する権利を相続により承継したとき。  
ウ あなたが法人である場合に、解散、合併その他の変動があったとき。
- (13) 誓約事項の遵守  
行政財産使用許可申請書の裏面に記載された誓約事項を遵守すること。

この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3



か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この許可の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この許可書(当該審査請求をした場合は、その判決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可があった日(当該審査請求をした場合は、その判決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。



※受付番号	
※受付印	

(表面)

年 月 日

## 見積合わせ参加申込書

尼崎市長 あて

未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせについて、実施要領の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

なお、私が使用者に決定した際は、市が使用者名（個人の場合を除く。）及び決定金額等をホームページに掲載することに同意します。

(〒            -            )  
 申込者 所在地又は住所

法人名及び代表者名、又は個人名

印

(担当責任者)  
 所 属  
 職・氏名  
 電話  
 Eメール

F A X

記

対象物件	物件番号 26 尼崎市食満 1 丁目 59 番
使用用途	
見積合わせ立会	<input type="checkbox"/> 立合う <input type="checkbox"/> 立合わない
本市から本件公募見積合わせに係るメール連絡を行う際の添付ファイル開封パスワード ※英数記号を含む 1 2 桁以上のもの	

注 1 申込者の印鑑は、印鑑証明書と必ず同一のものを使用してください。

注 2 使用計画書（任意様式。計画図面は必須のこと。）を添付してください。

注 3 ※印の欄は記入しないでください。

(裏面)

## 誓約事項

未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせの参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせに係る実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を全て承知しています。
- 2 対象物件の内容、状況を把握しています。
- 3 実施要領における見積合わせに係る資格要件を全て満たしています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 5 尼崎市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を尼崎市長に提供します。
- 6 暴力団等から対象物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を尼崎市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 7 対象物件への暴力団等の関与を排除するために対象物件に係る使用許可が解除されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

以 上

## 見 積 書

尼崎市長 あて

物件番号 ( 2 6 )

見積金額 (使用料年額)

金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり、未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせに係る実施要領の内容を承知のうえ、見積りします。

年 月 日

見積者

所在地又は住所

法人名及び代表者名、又は個人名

㊟

代理人

住所

氏名

㊟

- 注1 黒または青のボールペンまたは万年筆により記入してください。
- 注2 金額はアラビア数字(1・2・3…)とし、金額頭部に¥を記載してください。
- 注3 訂正はできません。記載内容を変更したい場合は新しい用紙を使用してください。
- 注4 見積者の印鑑は、見積合わせ参加申込書の申込印と必ず同一のものを使用してください。
- 注5 ※印の欄は記入しないでください。

# 質 疑 書

年 月 日

尼崎市長 あて

法人所在地又は住所	
法人名及び代表者名又は個人名	
所属部署	担当者名
電話番号	FAX 番号
電子メールアドレス	

対象物件 物件番号 26 尼崎市食満 1 丁目 59 番
質疑内容

※ 質疑書の提出は、令和 6 年 6 月 28 日（金）までに公有財産課へ持参、郵送又は電子メール（[ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp)）のいずれかによるものとします。質疑内容及び回答については個人情報箇所を削除して適宜、市のホームページで公開します。

## 委任状

私は、今回見積合わせに参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

### 記

1 委任する権限  
未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせ

2 代理人  
住所

氏名

代理人使用印

3 委任者（申込者）  
所在地又は住所

法人名及び代表者名、又は個人名

委任者印